

V 初任者研修実施に係る非常勤講師の取扱い

1 基本方針

- (1) 各校方式：小・中学校等
初任者配置校について、非常勤講師Ⅰ及び非常勤講師Ⅲを配置することができる。この場合、同一の非常勤講師が、非常勤講師Ⅰと非常勤講師Ⅲを兼ねることができる。
- (2) 拠点校方式：小学校
初任者配置校について、非常勤講師Ⅲを配置することができる。

2 派遣等身分取扱い

- (1) 市（指定都市を除く。以下同じ。）町村教育委員会は、市町村立小学校、中学校及び義務教育学校に非常勤講師を勤務させる必要があると認めるときは、県教育委員会に対し、県教育委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる（地教行法第47条の3第1項関係）。
- (2) 県教育委員会から市町村教育委員会に派遣される非常勤の職員（以下、「派遣職員」という。）は、市町村の職員の身分を併せ有するものとし、報酬、職務を行うために要する費用の弁償及び期末手当は、県の負担とする（同条2項関係）。
- (3) 市町村教育委員会は、派遣された非常勤講師の服務を監督する（同条3項関係）。
- (4) 上記(3)のほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、県の非常勤講師に関する定めとの適用があるものとする（同条4項関係）。

3 職務内容

- (1) 非常勤講師Ⅰ
各校方式の指導教員等の職務又は指導教員等の後補充としての職務に従事する。
- (2) 非常勤講師Ⅲ
拠点校方式及び各校方式の初任者の後補充としての職務に従事する。
※いずれの場合も、職務内容は、原則として初任者研修に明確に係るものとする。
（「非常勤講師Ⅱ」は特別支援学校中学部に措置されるもので、小・中学校等には該当しない。）

4 勤務形態

- (1) 非常勤講師Ⅰの勤務は、週10時間以内、年間35週・350時間以内とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。
- (2) 非常勤講師Ⅲの勤務は、年間35週・140時間以内とし、勤務日及び勤務時間は、その範囲内で当該非常勤講師の勤務する学校の校長が割り振る。

5 報酬等

- (1) 報酬額
非常勤講師の報酬は、県教育委員会が別に定める報酬単価により支給する。
- (2) 通勤手当相当額
該当する非常勤講師には、通勤手当相当額を支給する。
- (3) 報酬・通勤手当相当額の支給方法
報酬・通勤手当相当額は、各月1日から末日までの期間の勤務実績に応じて支給する。

※ p.52～p.55 は、報酬支給事務担当者へも周知願います。